

ひとづくり推進体制の構成について

1 「益田市ひとづくり推進本部等設置要綱」の改正について

(1) 令和 7 年 4 月 1 日付で行われる機構改革を踏まえた修正
課名の変更

●協働のひとづくり推進課 → ひとづくり推進課

●連携のまちづくり推進課 → 地域振興課

(2) 益田市ひとづくり推進委員に「総合支援課長」を追加

※「総合支援課」については「未来の担い手づくり部会」に所属

2 改正理由（1（2）について）

重層的支援体制整備事業の推進と福祉に関する困りごと等を包括的に支援するため、福祉総務課地域生活支援係を拡充し、総合支援課として設置される。

これまで福祉総務課（地域の担い手づくり部会）が「ひとづくり」に関する取組としていた

1. 生活支援体制整備事業
2. 民生委員・児童委員協議会
3. 地域福祉を担う人への取材、記事作成
4. 人材確保事業
5. 大学生の受入れ

のうち、「1.生活支援体制整備事業」と「5.大学生の受入れ」が総合支援課の所管となる。

今後、「5.大学生の受入れ」に関しては、令和 6 年 5 月に美作大学と締結した包括連携協定に基づき、本市をフィールドとした福祉の課題探究などを通じて、地域福祉に関することや人材の育成・確保に関することに取り組むこととしている。

総合支援課は、この取組を通じて、福祉分野への関心を深める機会を創出し、本市の福祉を支える担い手育成を進めていくことから、ひとづくり推進体制（未来の担い手づくり部会）に参加するもの。

3 改正（案）

別紙「改め文」「新旧対照表」のとおり